土木工事の電子納品実施要領

平成20年10月1日 山口県十木建築部

1 目的

この要領は、土木建築部が発注する公共工事における電子納品の実施に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

2 電子納品の対象工事

土木建築部が発注する一般競争入札に付する工事(営繕を除く。)を対象とする。

3 電子納品対象項目

(1) 必須項目

「工事管理ファイル」及び「工事写真」を必須とする。

(2) 任意項目

ア 図面

発注者が図面の電子データを提供することができる場合において、請負者は電子納品が可能であれば、積極的に電子納品を行うものとする。

イ その他

打合せ簿、施工計画書、施工管理資料等は、協議により電子納品の対象とすることができるものとする。

4 電子納品協議

請負者は、電子納品対象項目等の必要事項を記載した電子納品事前協議書(工事用) ¹を提出し、協議するものとする。

なお、提出時期については監督職員と協議して決めるものとする。

5 特記仕様書

電子納品の対象工事について、発注者は特記仕様書にその旨明記するものとする。

6 工事写真データ作成上の留意事項

電子納品する工事写真の作成は、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとし、写真管理項目の写真情報には、円滑な完成検査が実施できるよう、必要度(

)にかかわらず、工種、種別、細別、測点、設計値、実測値などの必要事項は、 漏れなく記入するものとする。

代表写真は、着工前、完成、各工種ごとの施工状況・完成が分かる代表的な写真とし、各々2~3枚抽出するとともに、検査時に閲覧できるようにしておくものとする。

なお、代表写真の抽出は、監督職員と協議して行うものとする。

7 CAD図面の取扱い

電子納品する際のCAD図面のファイル形式はSXF(SFC)とする。

施工途中におけるCAD図面使用時のファイル形式は、受発注者間で協議して決めるものとする。

8 電子成果品の確認

請負者は、作成した電子成果品を電子媒体へ格納する前に、電子納品に関する要領・基準等に沿って作成されていることを確認するものとする。²

9 提出する媒体及び部数

提出する電子媒体はCD-R又はDVD-Rとし、提出部数は2部とする。

電子媒体は必ずウイルスチェックを行い、異常のないものを提出するものとする。電子媒体及びケースには、工事名称や作成年月等必要事項を記載するものとする。

10 工事検査

工事検査における写真管理資料の確認は、電子データを閲覧して行うものとする。 原則として、請負者は事前に電子成果品を監督職員に提出し、監督職員はこの内 容を確認した上で、写真データをパソコンに入力して検査に臨むものとする。

なお、完成前の検査(中間検査等)における電子媒体はCD-R又はDVD-R以外(USB メモリ等)のものでも認めるものとする。

11 適用する手引き・要領・基準

電子納品に当たっては、以下の手引き・要領・基準を適用するものとする。(山口県技術管理課のホームページ「山口県のCALS/ECについて」サイト内に掲載された最新のものによる。)

1	電子納品の手引き(案) 土木工事編
2	デジタル写真管理情報基準(案)
3	CAD製図基準に関する運用手引き(案)
4	CAD製図基準(案)
5	CAD図面作成要領(案) (港湾編)
6	CAD製図基準(案) 電気通信設備編
7	CAD製図基準(案) 機械設備工事編
8	工事完成図書の電子納品要領(案)
9	工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編
10	工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編

12 成績評定

電子納品を実施した工事については、成績評定において加点評価するものとする。

13 電子納品作成費用

電子納品に必要な経費は共通仮設費率に含まれるものとする。

14 適用開始日

平成20年10月1日以降に入札公告を行う工事から適用するものとする。

15 暫定措置

当面の間は、請負者から電子納品を実施することができない旨の書類の提出があった場合には、監督職員の承諾により、電子納品を実施しないことができるものとする。

16 その他

原則として、紙と電子の二重納品は行わないものとする。

電子納品に当たって、適用する手引き・要領・基準への適合が困難な場合など、 疑義が生じた場合には、受発注者間で協議の上、解決するものとする。

17 問合せ等

電子納品の作成等に関する質問事項については、「電子納品ヘルプデスク」を活用するものとする。

電子納品ヘルプデスク

TEL:090-3167-1498(土日・祝日を除く9時~18時)

E-mail:cals-yamaguchi@osaka.ctie.co.jp

1:電子納品事前協議書(工事用)は、山口県技術管理課のホームページ「山口県のCALS/ECについて」サイト内に掲載されている。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/index.html

2:請負者は、市販ソフト又は「電子納品チェックシステム」(国交省CALS/ECホームページからダウンロード可能 http://www.cals-ed.go.jp/)等により電子成果品を事前にチェックするものとする。発注者も県の導入ソフトによりチェックを行うものとする。原則として、工事管理ファイルのエラーは認めないが、その他については、修正が困難な場合等、受発注者間で協議を行い対応を決定するものとする。